

## 都市再生推進法人制度の運用開始について（報告）

まちづくりの新たな担い手として、エリアの賑わい創出等に取り組む法人を「都市再生推進法人」として指定し、官民連携によるまちづくりを推進するもの。

### 1 都市再生推進法人制度の概要

まちづくりに関して豊富なノウハウを持ち、運営体制や人材が整っているまちづくり団体を市長が指定し、公的な位置づけを与える制度。優良なまちづくりの担い手の積極的な活用を図るもの。

#### 【期待されるもの】

- ・公的位置づけが付与されることで、地元及び行政と連携したまちづくりができる。
- ・地域の魅力を高めるためのエリアマネジメント活動（公共空間の整備・管理、情報発信、イベントの実施等）を展開し、市にまちづくり提案も可能。

### 2 制度開始の契機

- ・本市では、リノベーションや国家戦略道路占用事業など、遊休地や公共空間を活用した民間主体の取組みが進められてきた。まちづくりのノウハウを持つ人材を後押し。
- ・「2050 まちづくりビジョン」の策定を機に、より一層の官民連携のまちづくりを推進。

### 3 都市再生推進法人が活用できる制度（主なもの）

・都市再生整備計画や景観計画への提案	都市再生整備計画やウォークブル区域内の景観計画に対し、市に提案できる
・都市利便増進協定への参画	土地所有者と協定を結び、まちの賑わいに寄与する広場・食事施設・ベンチなどを一体的に整備、管理
・公園施設設置管理協定への参画	ウォークブル区域内の都市公園において、飲食店などの設置・管理と、そこから生ずる収益を活用した公園施設の整備を一体的に実施
・占用許可申請手続きの特例	ウォークブル区域内における道路や公園の占用申請を一括して実施し、占用主体をサポート
・土地譲渡にかかる税制優遇	推進法人に土地を譲渡した場合、土地所有者が税制特例を受けられる（公益社団・財団法人に限る）
・国等による財政支援	ワークショップや社会実験等の実施への補助 ベンチの設置等、滞在空間の整備に対する低利貸付

### 4 指定手続き

#### (1) 対象となる団体

①NPO法人 ②一般・公益社団法人、一般・公益財団法人 ③まちづくり会社

#### (2) 審査基準

事務取扱要綱を整備し、法で規定される都市再生推進法人の業務を適正かつ確実に実行できるかの視点で審査（活動実績、運営体制、財政基盤など）

#### (3) 募集時期

本日、10月3日から随時受付（期限はなし）。HP、市政だより等で広報。